

相続手続き ～名義変更編 その他～

相続手続き名義変更編の最後になりました。被相続人の自動車・借入金や、役所・各機関への各種手続きについてです。人ひとり亡くなると、かなりの手続きが必要ということがわかりますね。

1. 自動車

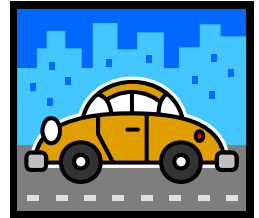
被相続人が所有していた自動車は、相続人が引き継ぐのであれば名義変更を行います。放置しておくとも無駄に自動車税等の維持費がかかりますので、誰も使用しないのであれば売却か廃車を決めて早めに手続きをしましょう。

名義変更手続きに必要な書類は、

申請書・車検証

住民票・戸籍謄本・印鑑証明書

委任状・遺産分割協議書（複数名で相続する場合）・実印



などです。陸運局で手続きを行うので、手間と時間がかかります。前もって陸運局に問い合わせる必要書類を確認しておくことをお勧めします。その他被相続人と住所が異なる場合には車庫証明を取る必要があります。また、合わせて自賠責保険の名義変更（廃車の場合には保険料返還手続き）も必要ですね。

2. 借入金

被相続人の借入金もマイナスの財産として相続の対象となります（NO. 19参照）。放棄・限定承認の期限は原則として3か月ですので（NO. 12参照）、早めに確認しましょう。

通常は預金通帳の取引から借入金があることがわかります。銀行に残高証明書の発行を依頼する際に預金、借入金両方の残高証明書を発行してもらいましょう。家族に内緒の借金が督促状からわかるケースもあるので、郵便物も確認します。事業用の借入であれば、決算書に記載があるでしょう。被相続人の借入金を相続人が引き継ぐ場合、権利移転の手続きをしますが、これには債権者（貸し手）の承諾が必要です。場合によっては、被相続人よりも返済能力が低い相続人への引継が拒否されたり、確実に回収するため相続人で協力して完済するよう条件を付けられたりする場合もあるようです。



3. その他各種手続き

（1）市区町村への手続き

- ・死亡届・印鑑登録証の返却・被相続人が世帯主の場合は世帯主の変更
- ・健康保険証・介護保険証・後期高齢者医療保険証の返却・資格喪失届とともに返却します。
- ・葬祭料（国民健康保険加入の場合。自治体により3～7万円）・埋葬料（社会保険加入の場合。5万円を限度とし、埋葬にかかった費用を支給。扶養家族の場合にも支給あり）・火葬補助金の請求
- ・年金の受給停止、年金未支給分・死亡一時金・遺族年金・寡婦年金の請求、医療費控除の手続

（2）その他

- ・電気・ガス・水道・電話・パソコンのプロバイダー・NHK等の解約（名義変更）
- ・運転免許証（警察署へ）・パスポート（旅券事務所へ）の返却、ゴルフ会員権等の名義変更、各種会員の解約手続、クレジットカードの解約手続
- ・銀行の貸金庫・貸倉庫などの解約（名義変更）



『戸籍謄本？』っていうと『戸籍謄本』っていう。

『住民票も？』っていうと『住民票も』っていう。

私だけでしょうか？ ——いいえ、誰でも